資料１

〇倉敷市地球温暖化対策審議会条例

平成２９年６月２９日

条例第２４号

（目的及び設置）

第１条　本市における地球温暖化対策を推進するため、倉敷市地球温暖化対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

（１）　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）第２１条に規定する地方公共団体実行計画の策定及び推進に関する事項

（２）　前号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　審議会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　関係行政機関の職員

（３）　前２号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

３　委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

４　市長は、特に必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

５　臨時委員の任期は、市長が別に定める。

６　委員（臨時委員を含む。次項並びに第５条第２項及び第３項において同じ。）は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

７　市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（会議の招集の特例）

２　この条例による最初の会議は、第５条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（関係条例の一部改正）

３　特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和４２年倉敷市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

別表環境審議会委員の項の次に次のように加える。

地球温暖化対策審議会	委員	日額　７，１００円	同上
	臨時委員	日額　７，１００円	同上